

# 第3部 第7期松原市障害福祉計画及び 第3期松原市障害児福祉計画

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

本市では「障害のある人もない人もいきいきと暮らせるまちづくりを目指す」を基本理念とし、平成18年度より松原市障害福祉計画を策定し、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、障害福祉サービスや自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めてきました。

それから3年ごとに計画を定め、平成30年度第5期からは障害児の多様化するニーズに対応して計画的に支援の提供体制を整備していくために、松原市障害児福祉計画を併せて策定しました。

国における基本指針の見直しが行われ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に対しては、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定が求められています。

本市では、「障害のある人もない人もいきいきと暮らせるまちづくりを目指す」という基本理念を実現すべく、基幹相談支援センターを中心とした、委託相談支援事業所との連携強化の充実にさらに力を入れ、共生社会の実現を目指していきます。また、手話が言語であるという認識に基づき、ろう者への理解及び手話の普及を促進し、手話の使用環境を一層整え、誰もが支え合いながら安心して暮らすことのできる市となることを目指し、令和2年9月に「松原市手話言語条例」を制定しました。

このたび、これまでの「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」で取り組んできた施策の評価と検証を行い、今後重点的に取り組んでいくべき課題を明確にし、障害児・者への支援を総合的かつ計画的に展開するために、令和6年度を始まりとする「第7期松原市障害福祉計画及び第3期松原市障害児福祉計画」を策定するものです。

### 2 計画の対象

本計画では、手帳の有無に関わらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

### 3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る基本指針

基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府

県が策定するものです。

基本指針の見直しの主なポイントは、下記の通りとなります。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
- ⑩障害福祉人材の確保・定着
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化